



## 持続可能な権利擁護支援モデル事業について

令和5年1月16日

厚生労働省 社会・援護局  
地域福祉課成年後見制度利用促進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 第二期基本計画における基本的考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。
- 障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討などに対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討する。

## ◆成年後見制度等の見直しに向けた検討◆

### 制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期（更新）
- 障害者権利条約の審査状況を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた後見等の開始

### 市町村長の権限等に関する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限の拡充
- 成年後見制度利用支援事業の見直し

## ◆総合的な権利擁護支援策の充実◆

### 日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 他制度との連携の推進、実施体制の強化
- 他制度等との役割分担の検討方法についての周知

### 新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等の検討
- 上記の意思決定支援等に際して、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

### 都道府県単位での新たな取組の検討

- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

持続可能な権利擁護支援モデル事業

# 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施自治体の拡大

(生活困窮者就労準備支援事業等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

令和5年度当初予算案 98百万円 (38百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策（意思決定支援によって本人の金銭管理を支える方策など）の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性が示されている。
- 具体的には、多様な主体による生活支援等のサービスについて、意思決定支援等を確保しながら本人の権利擁護支援として拡げるための方策を検討する必要がある。また、寄付等の活用や民間団体等の参画などに関して、運営の透明性や信頼性を確保する方策、地域連携ネットワーク等との連携を推進する方策についても検討する必要がある。
- 本事業では、以上を含めた総合的な権利擁護支援策の検討が、様々な自治体の実情を踏まえたものとなるよう、モデル事業の実践事例を拡充するとともに、各種取組の効果や取組の拡大に向けて解消すべき課題の検証等を進める。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### ○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業

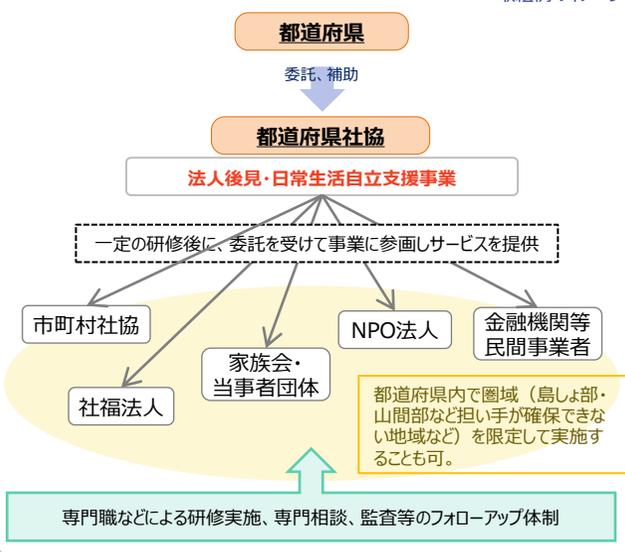
【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

<基準額> 1自治体あたり 5,000千円  
<補助率> 3/4

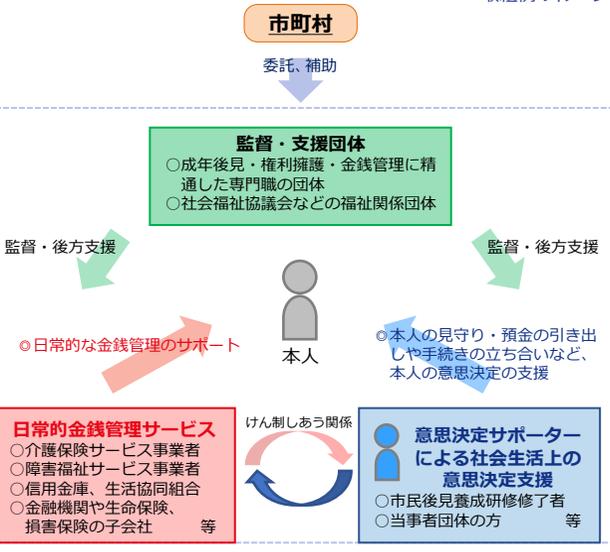
### ① 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

取組例のイメージ



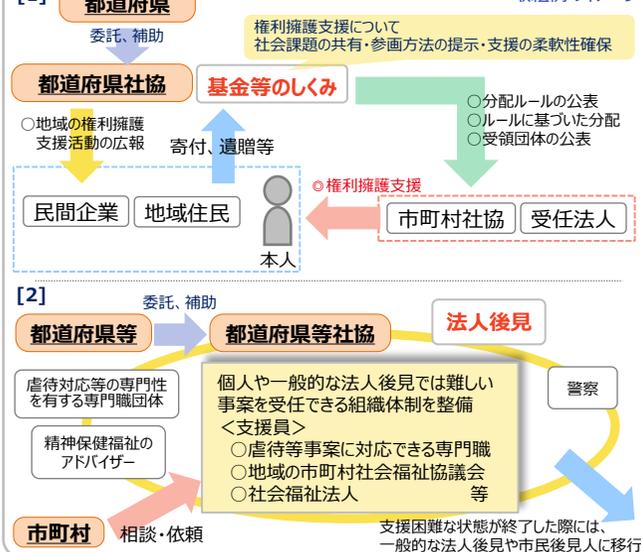
### ② 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

取組例のイメージ



### ③ [1]寄付等の活用や、[2]虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組

取組例のイメージ



# 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

（「成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業」）

令和5年度当初予算案 25百万円（10百万円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策（意思決定支援によって本人の金銭管理を支える方策など）の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性が示されている。
- これに対し、厚生労働省としては令和4年度より「持続可能な権利擁護支援モデル事業（以下「モデル事業」という。）」を実施しており、モデル事業による自治体の実践例を通じ、意思決定支援を確保しながら、多様な主体の連携・協力による権利擁護支援の方策の検討を行うことが求められている。
- このため、モデル事業を実施する自治体の取組に対し、令和4年度の本調査事業で整理した各種意思決定支援ガイドラインに共通する理念や考え方等がどういった形で取り入れられているどうか等の調査を行うことに加え、モデル事業で支援を受ける本人やその支援者等の認識、取組内で生じた利益相反等の課題やその対応の工夫などを把握・分析する調査を行う。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### ●本調査事業の実施概要とモデル事業との関係性

令和4年度：成年後見制度利用促進現状調査等事業

#### ○ 意思決定支援に関する各種現状調査・分析

【成果物】

- ・ 各種意思決定支援ガイドラインに共通する理念や考え方の整理

権利擁護支援  
モデル事業  
実施自治体  
【35箇所】

実践例

R5より  
追加する  
要素

令和5年度：成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業

#### ○ 意思決定支援の確保策に関するモデル自治体実践例の調査・分析

【調査・分析の例】

- ・ 各実践例において、R4の成果である意思決定支援に関して共通する理念や考え方などがどういった形で取り入れられているどうかの調査・分析
- ・ 各実践例に関わる支援者の意思決定支援に対する現状認識等のヒアリング

#### ○ 権利擁護支援策の検討に向けたモデル自治体実践例における課題等の調査・分析

【調査・分析の例】

- ・ モデル事業で支援を受ける本人やその支援者等の認識に関する調査
- ・ 取組内で生じた利益相反等の課題やその対応の工夫などを把握・分析
- ・ その他、生活困窮者の自立支援や地域共生社会の実現に向けた取組との連携を効果的に進めるための実践例の把握

### ●本調査事業の実施スキームと実施主体

厚生労働省

委託

民間事業者

# 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施自治体による取組・検討

テーマ	実施自治体	取組状況・検討状況	検討すべき課題
①地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組	静岡県 取手市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉法人、NPO法人や生活支援を担うボランティア団体等を担い手の対象として協議。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 限られた地域資源の中で参画見込みがある具体的な担い手の対象と、その参画を得るための工夫。</li> </ul>
②簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組	長野市 豊田市 八尾市 藤沢市 黒潮町 古賀市	<p>&lt;利用者（本人）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身寄りがない方、日常生活自立支援事業開始前の方、在宅の方、施設入所者などを検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業目的、需要や供給体制に適合した利用者の範囲（認知機能は十分な身寄りのない方、施設が金銭管理をする施設入所者等）。</li> <li>○ 利用者負担（利用料、収入・資産要件）の在り方。</li> </ul>
		<p>&lt;地域生活支援団体（事業者）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護保険事業所・障害福祉サービス事業所、金融機関に参画を依頼。</li> <li>○ 金融機関は参画に難色。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常的な金銭管理支援の対象範囲（日用品支払や公共料金等定期支払等の使途、口座出納管理等）、取扱上限額、取扱方法（預かり金、金融機関への同行・代行・代理、通帳・銀行印の保管等）。</li> <li>○ 金融機関が払戻に応じる条件。</li> </ul>
		<p>&lt;意思決定サポーター&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民後見人の養成講座修了者、中核機関、社協・ボランティア団体、地域センター、民生委員を想定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意思決定支援の範囲（日常的な金銭管理、社会生活全般）、方法や頻度（定期的な自宅での面会、必要な都度の立会い）。</li> <li>○ 活動に必要な専門性や育成方策。</li> </ul>
		<p>&lt;監督・支援団体&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市、社協、合議体等を想定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 求められる業務（専門性や業務量）。</li> <li>○ 業務に応じた組織・構成。</li> </ul>
		<p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約形態や契約書様式・要綱等。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人との契約で規律する必要がある契約相手方の範囲やその項目。</li> </ul>
③ [1]寄付等の活用や、[2]虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組	長野県[1]	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県社協に設置する基金の一部にファンドを創設。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 寄付受入の範囲（受配者指定寄付、現物寄付等）、税制優遇措置、意思確認の方法等。</li> <li>○ 公平・効果的な配分。</li> </ul>